

## 佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月22日(水)午後3時00分から午後4時00分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	1番	東 條	操
会長職務代理者	2番	河 原	功
委員	3番	長 江	操
	4番	森 崎	茂
	6番	大 西	整
	7番	山 下	哲 男
	8番	松 長	護
	9番	山 本	光 雄
	10番	星 山	隆 啓
	11番	加 藤	秀 數
	12番	谷 渕	孝 雄
	13番	和 久	義 弘

4. 欠席委員 (1人)

5番 柏 木 和 生

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 6号 下限面積の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山 本 利 也

書記 瀧 倉 裕 介

## 7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成28年度3月総会を開会いたします。  
はじめに、東條会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日、柏木和生委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、13名中12名が出席しておりますので、総会は成立しております。

なお、柏木委員から農業共済の役職を退任されたので、農業委員も辞任したいと辞任の申出がありました。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を東條会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)

それでは、13番 和久義弘委員、2番 河原功委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案5件でございます。議案第4号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成29年3月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が4件、新規の利用権設定の計画が1件で、面積は、5,158㎡です。

**【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

整理番号1の権利の種類については賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■54番、現況 畑、204㎡、■■■■■■■■■■55番1、現況 畑、243㎡、■■■■■■■■■■56番1、現況 畑、46㎡、■■■■■■■■■■56番2、現況 畑、447の4筆で、利用目的は柚子です。借賃については、10aあたり20,000円であり、4筆で18,800円になります。始期は平成29年4月1日から終期は平成34年3月31日の5年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

7 番 地図の資料1をご覧下さい。国道438号線の下が■■■■さんの自宅であり、川を挟んで前が柚子園になっています。この4筆にありましては隣接しています。柚子の栽培管理は十分できています。■■■さんは農業はしていません。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議 長 5年契約ですが、前回も5年契約ですか。

事務局 前は10年契約でしたが、年齢もあるので今回は5年契約となっています。

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類については賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため■■■■の■■■  
■■■さんと■■■■の■■■さん、■■■■  
■■■■の■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■の■■■さんです。土地の所在地については、■■■■115、現況 田、694㎡、■■■■116、現況 田、852㎡、■■■■117番4、現況 田、482㎡の3筆で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり4,932円であり、3筆で10,000円になります。始期は平成29年4月1日から終期は平成34年3月31日の5年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3 番 地図は2ページになります。■■■■にありまして、■■■■の下にあります。■■■■から■■■■に向かっていく道の■■■■さんの家の上にあります。■■■■の方から行きますと丁度■■■■の下になります。■■■さんは■■■■で■■■■の名前でしています。前も5年契約でしています。

4 番 ■■■■ですか。

3 番 そうです。ほかにも農地を借りていて、だいたい5反くらい耕作しています。■■■■が田植えしたり稲を刈ったりしています。■■■■としては耕作する人がいないので助かっています。

議 長 ありがとうございます。整理番号2について、何かご質問はありますか

議 長 ■■■■はどれくらい耕作していますか。

3 番 以前は別の場所でもしていましたが、現在はこちらだけでしています。面積はだいたい5反です。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんで、  
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]22番1、現況 田、704㎡  
で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり米42.2kgの物納であり、1筆で米2俵になります。始期は平成29年4月1日から終期は平成30年3月31日の1年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、関係委員さんからあわせてお願いします。

12番 この[ ]さんの農地は、[ ]さんの田の横に[ ]さんの田がありまして、その横が[ ]さんの田であり、更に横が[ ]さんの田といった並びになっています。1年契約なので、5年くらいしてはどうかと話をしましたが、年齢のこともあるので1年契約にしているとのこと。健康であれば田も作れます。毎年1年契約ですね。

事務局 前回も1年契約です。

12番 よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類については使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]71番、現況 畑、674㎡で、利用目的はすだちです。始期は平成29年4月1日から終期は平成32年3月31日の3年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、補足説明をします。

議長 [ ]さんという方は、住所は[ ]ですが、昔は[ ]に住んでいました。前も[ ]さんがスダチを作っておりまして、再設定になります。場所は[ ]  
[ ]といいまして、[ ]さんまたは[ ]さんの家から下に20mくらいの所に4段か5段くらいのスダチを作られておりまして、前回3年前から作っており再設定となります。[ ]さんも熱心にされていますので、3年間  
よろしくをお願いします。

- 議 長 何かご質問はありますか
- 議 長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号5の権利の種類については賃貸借権の新規であり、利用権の設定  
等をする者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんで、利用権  
の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]の[ ]さんです。  
土地の所在地については、[ ]33番1、現況 田、812㎡で、利用  
目的は水稲です。始期は平成29年4月1日から終期は平成30年3月31  
日の1年契約です。借賃については、10aあたり9,853円であり、1筆で  
8,000円になります。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営  
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 2 番 資料の3ページをご覧ください。前回2月にいろいろ審議いただき承認いた  
だきました[ ]でございます。[ ]の手前から村の農道を行き、8枚  
目から10枚目の下手に農地があります。[ ]  
[ ]を行いました。その同一地主さん  
の農地が3筆あります。その中の1筆が今回議案に載っています。農地はサ  
ンドイッチ状になっており、3筆全部借りてくれお願いしましたが余り良い  
返事はいただけませんでした。実は3月8日に突然長い間借りをしていま  
した方から訪問を受けました。借り手人の方は移住者で空き家に住んでおり、  
常会にも入っているとっておりました。詳しくは地元担当委員さんからお  
話をお願いします。
- 3 番 [ ]さんは、[ ]から一人で[ ]から[ ]にある家に住んでいます。  
奥さんは[ ]に残っており、子どもはいません。[ ]でも元気に頑張ってい  
ましたが、まだ元気に田舎暮らしをしたいと1年くらい前に阿波町の知り  
合いを頼って徳島に来て、4、5箇所家を探して、[ ]さんの家が気に入っ  
て住み始めました。今は人参の集荷をしたりしていますが、お米を作りたく  
なり、[ ]さんが田を貸してくれると言ったのですが、今作っている人  
から水が足りなくなるので困ると言われたとのこと。田を探して[ ]  
[ ]に至ったとのこと。自然農法の用にするので、周りの意見を聞きなが  
ら絶対に迷惑をかけないようにするとのこと。契約を1年にしているの  
も迷惑をかけるのであれば1年で辞めるためです。
- 議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか  
初めの方ですが。
- 2 番 よろしいでしょうか。非常に難しいケースが持ち上がっていますので、追  
加で私の方から説明させていただきます。詳しく聞きますとこの水稲は、初  
めて耕作するテストケースと考えられています。それと2つ目に問題になっ

ていますこの農地は、[ ]の合流地になります。現地は田尻から3、4枚目にありまして、これから随時冠水してまいります。それで前の方も台風16号で一発で流れてたと言っておりまして、元の地主さんに返すと相談を受けました。共済に入っていなかったために一瞬ですべてを無くしてしまったとのことでした。その次に、この[ ]は簡単に皆さんは考えていますが、約3町ある水の管理が地元水利組合との兼ね合いが難しく、1筆1筆ごとのポンプアップではなく、川をせき止めて水路に水を流し込んでいく開水路です。管理が十分にできないのではないかと考えます。過去地域内でのトラブル、水管理等の多くの問題が発生しまして、自分本位であり、他の方の作物など知らないといった協調性のない人には難しいと考えています。とは言っても地元農業者が高齢化しており、担い手が不足しております。また、過疎化が進行しており耕作放棄地から発展させてもらうためにも移住者並びに新規就農者の研修地となるのか農業委員も考えてもらえますし、事務局も同様にこの問題は随時おきていますので、アドバイス等お聞かせ願いたいと思います。[ ]に管理組合による水路の清掃が行われますので、それまでに委員会の結論をお待ちしております。ご審議よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

12番 冠水したら早いのですか。

2番 一瞬です。

議長 この[ ]さんは[ ]に移住しており、家も新しく増築しており、かなり力を入れて住むつもりで意志は堅いです。村の補助もありますか。

事務局 補助金を使用しているかまでは。

事務局 [ ]さんが移住してきた時には補助はありませんでした。

11番 水稻とありますが、水稻となると道具も必要なのでは、機械も多くいるのでは。

3番 これから正式に許可がでてから耕耘機等の機械を探します。田植え等にも仲間の方と一緒にしますし、苗も自分でたてます。地元の人に迷惑をかけないように言うことを聞きながらするとのこと。リースも検討しています。

11番 土地の持ち主の[ ]さんはそういったことの協力はしますか。

2番 しません。実は、[ ]さんのお父さんは一生懸命農業をされていましたが、[ ]今ご指摘ありましたように、倉庫も機械も揃っておりました。当時は。息子さんは[ ]の方に出ておまして、急遽こちらの方に帰ってきていますが、農業をする意思はございません。そのために機械類は全て処分しています。地元からも所有地の草刈りをするように話をしていますが、皆様にもご足労をいただくことになりました。そういう経緯もあり一番の札付きの場所になります。

9番 [ ]のあたりに田はないのですか。

議長 あのあたりは段々になっています。

- 9 番 ■■■までいかなくても。
- 議 長 ほかも探してはいたみたい。この土地を不許可にした場合は荒れたままになるのでは。
- 2 番 そうなります。
- 6 番 水は使わせてもらえるのですか。
- 2 番 農業委員会の方で許可が出ましたら、私の方でも水利組合に話はします。ただこちらの方で二の足を踏むようでは水利組合では農業委員会はどうしているのかという話にもなります。実は以前作られていた闇借りをしていた方もお金の面に関してもは動いていません。
- 3 番 ■■■さんに水利権はあるのですか。
- 2 番 水利権はあります。
- 6 番 家から農地まで距離はありますが、トラック等の運搬機械はありますか。
- 3 番 トラックはあります。
- 議 長 やる気はあると思う。初めてだからわからないところはあると思う。いろいろな人相談しながらすれば。
- 2 番 私も先程行ってきましたが、割と広いですよ。草もたくさん生えてきていますし。前借りていた人が鍬で耕していましたが、それでも草が生えて困っていると両サイドの人に言われている。水稻を作っているのに草が生えているとの苦情がでていました。除草剤を全然使わない方でしたから。自分で抜くという状況です。
- 1 1 番 この件はどうします。許可を出したけど途中で水の面倒は難しいとか機械がないからといって放られた場合農業委員で最後まで世話をしないといけないのか。
- 事務局 農業委員会が許可を出したからといって、耕作をしなくなった時に農業委員が耕作や草刈りをしなければならないといったことはありません。
- 9 番 貸す方も貸していい。借りる方も熱心で作ると言えば作らないと決めつける訳にはいかない。1年契約なので1年は様子を見ないといけないのでは。
- 6 番 長期の契約をするならば、とにかく1年ならば様子を見てやらしてみないと。
- 1 1 番 途中で投げ出したら、地元が農業委員や事務局に言ってくるのでは。
- 議 長 それぐらい腹を決めて許可して、指導しては。出来なくなってもするようにと。
- 9 番 する気があると言っているのだから。
- 1 1 番 十分にするように申出しておかなければ。
- 9 番 水と機械の関係をきちんと言わないと。
- 議 長 水は水利組合があるから。
- 8 番 きちんと使用料とかもするようにと。
- 2 番 いや、使用料ではなく、オーバーホールなんですよ。問題は。掛け流しにしますと1時間もあれば満杯になりますが、隣が干しあげて除草剤をしようとしてもどんどん水が入り止まらないと。今回はある人が野菜を作り始めて

います。この時期に。ここに水が落ち込んできますとまずいなど。去年も実はそれがあったんですよ。

8 番 家から遠いから水の管理が難しい。オーバーホールして水が横に行くのは困る。

9 番 おっしゃるようにもう1回■■■さんに言ってあげればいい。まだ1ヵ月以上あるから。そんな状況の中で自分ができるのか。やりますと言うならば仕方がない。

議長 そういうのをわかった上で、今月に許可を出すか決めなければならない。

9 番 許可を出しますが、きちんと水利組合と話をして、地元に迷惑をかけないようにと。

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第5号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第5号の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案1件で、賃借権による権利の設定に関する件です。

整理番号1の借人の住所、氏名は、■■■の■■■さんで、貸人の住所、氏名は、■■■の■■■さんであり、転用の理由は駐車場です。土地の所在地については、■■■88番4、現況 雑種地、396㎡になります。転用事由の詳細につきましては、申請地に隣接する■■■に駐車場が必要となったためです。今回の案件に関しましては14年前に駐車場として敷均しの整備を行っており、事後転用という形での申請になります。

申請地の農地区分につきましては、農用区域外であり、集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われれます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9 番 事務局が言ったように■■■の横の車を置いているところです。はっきり言えば無断転用の状態です。■■■さんが■■■に貸す時に■■■がすべきことですか。田から駐車場に転用しておけば問題がなかったけれども。明確に駐車場となっていますが、今回■■■からの申請ですか。

事務局 いえ、5条申請に関しては両名による申請です。■■■さんと■■■により。本来ならば14年前にさせていただいたかったのですが。

9 番 結論から言えばできていなかったことを今していると。

議長 ありがとうございます。何かご質問がありましたら。

- 10番 賃借権ということは譲渡ではなく、貸し借りですよ。  
事務局 そうです。
- 10番 期間は設定していないのですか。  
事務局 申請書では、3年間の自動更新で有償となっています。
- 6番 申請者の■■■さんは息子さんの名義ではないのですか。  
事務局 名義は■■■さんですが、高齢のために息子さんと話し合いはしているとのことです。
- 議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 事務局 次に、議案第6号「下限面積の設定について」を、議案に供します。  
事務局より、議案第6号の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の3ページと資料2をご覧ください。  
農地法第3条第2項第5号により農地に係る権利の取得をする場合、北海道は2ヘクタール、都道府県は50アールに達しない場合は、取得できないと規定されておりますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定することができます。
- また、「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年この下段面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。現在、佐那河内村全域の下限面積は40アールに設定されています。
- 【下限面積について説明】
- 資料2には農林業センサスの統計データを記載しています。
- 安定した農業経営を継続していくという考え方から現在の基準面積以上は必要と考え、また、現行の面積で意欲ある新規参入者の障害とはならないと思われるため、現行の下限面積の変更は必要ないと考えます。
- 以上の理由により、下限面積の設定については、佐那河内村全体が自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一と認められる地域であるので、設定区域は佐那河内村全域、下限面積は40アールで現行のまま変更は行わないことを提案いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
ただ今の議案に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
- 4番 これは神山町が10アールとっていることですか。  
事務局 そうです。
- 10番 神山町は新規の人を増やすためにしているのですか。
- 11番 今月の議会で下限面積の引き下げができないのかと質問がありました。今神山町でしているのに村の方では出来ないのかとの質問であり、村長や参事が答弁していましたが、なぜかと言えば新規就農者が農地を買うことが多く

なると参入しにくいといったことが始まるのではないのかとの質問内容でしたので報告します。

9 番 県下的にはどうなんですか。

事務局 【徳島県内の市町村の下限面積を報告】

9 番 他の市町村に比べれば佐那河内村の40アールは大きいとの印象はありません。

事務局 【下限面積と根拠となる数値について説明】

議長 佐那河内のような過疎化が進んだ山間地では下限面積の数値を落としただけでは新規就農は増えないのでは。

10番 北海道では2ヘクタール、ほか50アールと言うことは、元々は農業をするのに最低ラインの数値ということでこの数値ですか。

9 番 これは農業委員会で決められるのですか。

事務局 決められます。ただ、変更するならば1筆地調査などをして農家の方の経営面積を調べ、4割以上の方が今回でいう40アール以下で農業をされているとの根拠の数値が必要になります。

6 番 下限面積はどれくらいごとに変更できますか。

事務局 毎年です。

11番 来年度1筆地調査を予算化しているので、1筆地調査をしてその調査結果を見てから判断してはどうですか。いまここでは判断できないので。

事務局 1年間は今の40アールでいき、調査結果がでてから再度議論していくのでは。

6 番 現状を見てみると、減らしてもいいような状況です。

9 番 余り小さくしすぎても不具合がでるのでは。

事務局 農地法でもその心配があり、登記目的に購入したり、違法転用目的に購入することが増えないようあります。

11番 1筆地調査後に判断してみても。

10番 今までも購入するために無理に借りるような事例もありましたから。

11番 農林業センサスと世界農林業センサスの違いは何ですか。

事務局 【農林業センサスについて説明】

議長 いろいろなご意見もございましたが、今回は40アールでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 特に報告事項はないようですので、それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。

(発言なし)

議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成28年度3月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 東條 操

佐那河内村農業委員会会長職務代理 河原 功

佐那河内村農業委員会委員 和久 義弘